



### 個人請負の「普及」へ 雇用対策法の見直し審議開始

労働力需給の安定、技能訓練など雇用政策の基本法である雇用対策法の見直し審議が9月1日、労働政策審議会職業安定分科会で始まった。一人親の雇用促進や傷病治療中の労働者の再就職支援などを掲げているが、生産性向上を法の目的に盛り込んだことや、雇用関係によらない働き方を普及するとの文言が入ったことに、労働側が違和感を繰り返し表明した。

概要案は法律の目的を見直し、「労働者がその多様な事情に応じた就業ができるようにすることを通じて能力を有効に発揮できるようにするとともに、労働生産性の向上を図り、(略)経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資すること」に改めるとした。

これに労働側委員が違和感を表明。「労働強化や人員削減を危惧する。労働生産性は個別労使の問題、法律に書くことなのか」「削除できないならば、企業は労働強化や人員削減を意図的に行わないと書き加えるべき」と述べ、「必要だとする厚労省に食い下がった」。

その他に紛糾した点が、「国の講ずべき施策」に盛り込まれた「多様な就業形態の普及」の中に「雇用関係によらない働き方」が含まれていたこと。同省が審議の中で明言した。

実際は労働者と同じような働き方なのに、労働法の保護が受けられない労働者が増えかねない。村上陽子連合総合労働局長は、「普及」と書くことに違和感を示した。

個人請負の働き方については経済産業省が昨年、普及の

ための法整備を提言。政府の働き方改革実行計画にも、「非雇用型テレワーク」の増加を前提に、法整備の検討を明記

していた。

#### 雇用対策基本法 見直しの焦点

▽法律名の改正＝職業の安定及び職業生活の充実等、労働政策の総合的な推進に対応するものとする

▽目的規定の改正＝国が、労働に関し、必要な施策を総合的に講ずることにより、経済社会情勢の変化の中で、労働者がその多様な事情に応じた就業ができるようにすることを通じてその有する能力を有効に発揮することができるようにするるとともに、労働生産性の向上を図り、もって労働者の職業の安定及び職業生活の充実並びに経済的社会的地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを法の目的とする(第一条の目的規定を改正)

▽国の講ずべき施策＝労働者が仕事と生活の調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするため、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保等に関する施策を充実すること(追加)

(連合通信から)

## わたしもひらいて

### 新米

平戸市 大浦彩

ご近所からいただいた新米がとってもおいしいです。

(JFE物流)